

# 消費者ネットワーク

2006年12月1日

第114号

全国消費者団体連絡会  
発行責任者 神田敏子

TEL : 03-5216-6024

FAX : 03-5216-6036



消団連とこのごろ



農水省の「食肉の表示に関する検討会」で、今「和牛」の表示について検討している。和牛と表示できるのは、「黒毛和種等の品種の牛として、国内で生まれ育ったことが登録制度等により証明できるもの」という結論にしたいようだ。

これまで、「黒毛和種」「褐毛和種」「日本短角種」「無角和種」の4品種を和牛といい、更に和牛同士の交雑種と、この交雑種と4品種のどれかとの交雑種も和牛扱いとしてきた。つまり和牛とは品種であり、必ずしも日本で生まれ育ったものとは限らない。現に日本から黒毛・褐毛和牛が輸出され、米国や豪州でも1970年ころから生産が始まっている。「米国産和牛」「豪州産和牛」があってもおかしくない話である。ただ、米国産・豪州産の多くは、アンガス種(スコットランド原産の肉牛)の血が入っており、純粋和種ではないという。これでは確かに日本としては文句も言いたくなるのだろう。

こうしたこともあって、検討会では、和牛は日本古来のもので、日本の文化であり、知的財産であるから、日本で生まれ育ったものに限りたいという。しかし、知的財産権を主張することと、「国内で生まれ育ったものに限る」とすることは違うはずだ。きちんと証明ができるならどこの国で生産されようと、それは「和牛」である。知的財産をいうなら、生産国に問題点を指摘し、改善させることが筋ではないだろうか。国内産にも和牛を装う不正表示が存在する。消費者にとって重要なのは、情報が正しく提供されることである。

現在日本における牛肉の表示は、JAS法で原産国表示の義務化、トレーサビリティ法で固体識別番号表示の義務化がなされており、原産国・原産地は必ず表示される。一方、外国産「和牛」は、現在日本国内でほとんど流通していない。また、和牛の生産にはコストがかかるため今後も外国での生産量が増えるとは考えにくい。ましてや純粋種の生産は難しいのが現実である。わざわざ海外を締め出すようなことを決めなくても、結果的に和牛は国内産に限られてくるはずである。

「和」とは日本を意味する言葉ではあるが、同時に「温和」「親和」「調和」のようにも使われる。穏やかで、仲良く、うまく混ざり合う姿勢も必要なのではないかと思うのだが。。

## もくじ

消団連とこのごろ	・・・p.1
国民生活審議会(第5回)消費者政策部会が開かれました	・・・p.2
加工食品の原産地表示の学習会をおこないました	・・・p.5
教えて ちゃんシリーズ「私たちのくらしと通信」	・・・p.7
国際消費者機構のコーヒーキャンペーン(その1)	・・・p.8
富山県消費者団体連絡会	・・・p.10
会員団体活動予定	・・・p.11
お知らせ・編集後記	・・・p.12